

【改正後】

### 積立式定期貯金規定

1 ～3 (省略)

#### 4 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする小切手または手形は受け入れません。
- (2) (省略)

5 ～17 (省略)

(2026年 10月1日現在)

【改正前】

### 積立式定期貯金規定

1 ～3 (省略)

#### 4 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加)
- (2) (省略)

5 ～17 (省略)

(2026年 7月1日現在)